

○草津市立隣保館条例

昭和46年3月27日

条例第9号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく隣保事業の推進および基本的人権の尊重の精神にのっとり、同和問題をはじめあらゆる人権問題の速やかな解決を図るため、地域社会の全体の中で、福祉の向上、人権啓発および住民の交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、各種の事業を総合的に行うことを目的に、草津市立隣保館(以下「隣保館」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 隣保館の名称および位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 隣保館は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 同和問題をはじめあらゆる人権問題に係る啓発および広報活動に関すること。
- (2) 自主的活動の育成に関すること。
- (3) 教育、文化の向上および地域交流に関すること。
- (4) 社会同和教育の推進に関すること。
- (5) 社会福祉の増進および保健水準の向上に関すること。
- (6) 就労の安定に関すること。
- (7) 生活上の各種相談事業に関すること。
- (8) 生活実態等の調査および必要な事業の研究に関すること。
- (9) 関係機関および関係団体等の連絡調整に関すること。
- (10) その他市長が必要と認めること。

(隣保館等運営審議会)

第4条 隣保館の運営について市長の諮問に応ずるため、草津市隣保館等運営審議会を置く。

(使用の許可)

第5条 隣保館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項により許可した場合において条件を付することができる。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物および付属設備を汚損し、または破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が、適当でないと認めるとき。

(使用料)

第7条 隣保館の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、規則で定めるものについては、使用料を徴収しない。

(使用料の納付)

第8条 使用料は、使用の許可を受けた時に納付するものとする。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の譲渡禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

(使用許可の変更・停止および取消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が条例またはこの条例に基づく規則もしくは指示に違反したとき。
- (2) 災害その他不可抗力による理由のため使用ができなくなつたとき。
- (3) 前2号の他管理の都合により必要が生じたとき。

2 前項第1号および第2号の場合において当該許可の変更・停止または取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、隣保館の使用を終つたとき、または前条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行する。この場合において使用者は、その費用を負担しなければならない。

(使用者の管理義務)

第12条 使用者は、隣保館の使用中は善良な管理を怠つてはならない。

- 2 使用者は、隣保館の使用中は建物および付属設備を亡失し、または損傷したときは市長の査定するところによりその額を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

付 則(昭和47年3月31日条例第8号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和49年3月29日条例第17号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年12月28日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年7月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成3年12月26日条例第37号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる使用許可申請について適用し、同日前になされた使用許可申請については、なお従前の例による。

付 則(平成8年12月24日条例第24号)抄

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の草津市立公民館条例、第2条の規定による改正後の草津市立草津アミカホール条例、第3条の規定による改正後の草津市立サンサンホール条例、第4条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例、第5条の規定による改正後の草津市立社会体育施設条例、第6条の規定による改正後の草津市立隣保館条例、第8条の規定による改正後の草津市立さわやか保健センター条例、第9条の規定による改正後の草津市常盤農業者研修センターの設置および管理に関する条例、第10条の規定による改正後

の草津市立農業者トレーニングセンター条例、第11条の規定による改正後の草津市立勤労青少年ホーム条例、第12条の規定による改正後の草津市立働く婦人の家条例、第13条の規定による改正後の草津市立勤労福祉センター条例、第15条の規定による改正後の草津市都市公園条例および第16条の規定による改正後の草津市立ロクハ公園駐車場条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成12年12月22日条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条中草津市立公民館条例第6条および第7条の改正規定、第6条中草津市立草津アマカホール条例第4条の次に1条を加える改正規定および同条例第5条の改正規定、第7条中草津市立サンサンホール条例第4条および第5条の改正規定、第8条中草津市立教育集会所設置条例第7条の改正規定、第9条中草津市立社会体育施設条例第4条の改正規定、第10条中草津市立隣保館条例第6条の改正規定、第12条中草津市立長寿の郷ロクハ荘条例第6条の次に1条を加える改正規定および同条例第7条の改正規定、第13条中草津市常盤農業者研修センターの設置および管理に関する条例第5条および第7条の改正規定、第14条中草津市立農業者トレーニングセンター条例第9条の改正規定、第15条中草津市立勤労青少年ホーム条例第5条の改正規定、第16条中草津市立働く婦人の家条例第5条の改正規定、第17条中草津市立勤労福祉センター条例第6条および第8条の改正規定ならびに第18条中草津市都市公園条例第2条および第15条の改正規定公布の日

(2) 略

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例の規定、第2条の規定による改正後の草津市公文書公開に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の草津市税条例の規定、第5条の規定による改正後の草津市立公民館条例の規定、第6条の規定による改正後の草津市立アマカホール条例の規定、第7条の規定による改正後の草津市立サンサンホール条例の規定、第8条の規定による改正後の草津市立教育集会所条例の規定、第9条の規定による改正後の草津市立社会体育施設条例の規定、第10条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定、第13条の規定による改正後の草津市常盤農業者研修センターの設置および管理に関する条例の規定、第14条の規定による改正後の草津市立農業者トレーニングセンター条例の規定、第15条の規定による改正後の草津市立勤労青少年ホーム条例の規定、第16条の規定による改正後の草津市立働く婦人の家条例の規定、第17条の規定による改正後の草津市立勤労福祉センター条例の規定、第18条の規定による改正後の草

津市都市公園条例の規定および第19条の規定による改正後の草津市上水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請等に係る手数料等について適用し、施行日前の申請等に係る手数料等については、なお従前の例による。

付 則(平成14年3月25日条例第15号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成18年12月27日条例第39号)

この条例は、平成19年3月1日から施行する。

付 則(平成20年12月24日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市立隣保館条例(以下「新条例」という。)別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる使用許可申請について適用し、同日前になされた使用許可申請については、なお従前の例による。

(会館の位置の特例)

- 3 この条例の公布の日から平成21年3月31日までの間における新条例別表第1の規定の適用については、同表草津市立芦浦会館の項中「草津市芦浦町319番地1」とあるのは、「草津市芦浦町319番地8」とする。

付 則(平成21年4月1日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
草津市立西一会館	草津市草津町1446番地1
草津市立橋岡会館	草津市橋岡町71番地
草津市立新田会館	草津市木川町898番地3
草津市立常盤東総合センター	草津市芦浦町319番地1

別表第2(第7条関係)

区分\時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
会議室(床面積が40平方メートル以下のもの)	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円
会議室(床面積が40平方メートルを超え80平方メートル以下のもの)	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円
会議室(床面積が80平方メートルを超え120平方メートル以下のもの)	1,200円	1,500円	2,000円	2,700円	3,500円	4,700円
調理室(西一会館、橋岡会館および新田会館)	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円
調理室(芦浦会館)	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円
ステージ	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
軽運動室	600円	900円	1,100円	1,500円	2,000円	2,600円

備考 冷暖房その他の付帯設備を使用したときの経費は、別に市長が定める額を、その都度、徴収する。